

告 示

埼玉県告示第千二十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年九月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ビバモール本庄計画

埼玉県本庄市中央二丁目千五百九十五番二外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

- (1) 計画地南側の第一種及び第二種住居地域内の縦道路は幅員は狭く、すれ違いができないため、車両の進入対策について対応をお願いします。
- (2) 計画地東側道路の交通量増加に伴う、近隣住民の出入りの安全対策について対応をお願いします。
- (3) 計画地に隣接している道路は、通学路となっています。工事車両の通行時間帯の配慮や開店後の特売日での交通指導員の配慮をお願いします。児童、生徒への安全に配慮してください。

二 縦覧期間

平成二十九年九月十九日から平成二十九年十月十九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター本庄事務所